

平成25年(ワ)第46号、第220号福島原発・いわき市民損害賠償請求事件
原告 武田 悦子 ほか1392名
被告 国・東京電力株式会社

準備書面(27)

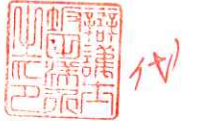
(被告東京電力準備書面(12)に関して)

2015(平成27)年9月10日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小	野	寺	利	孝
同	広	田	次	男
同	鈴	木	堯	博
同	清	水		洋
同	米	倉		勉
同	笹	山	尚	人
同	渡	辺	淑	彦
同	坂	田	洋	介



外

2015年9月2日に提出された、被告東京電力準備書面(12)の主張に対し、詳細は追って次回の準備書面で反論するが、被告東京電力の主張の問題点を主張する。

1 いわゆる吉田調書の評価について

(1) 原告ら準備書面(25)で主張した通り、技術基準省令62号33条には、2006年1月1日の改正により、4項として次の規定が加わった。

「非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。」

原告は、この条項が加わったきっかけとして、1991年の福島第一原発での事故があったと主張し、その根拠として、本件事故当時福島第一原発の所長だった吉田氏のヒアリング調査の結果を上げたものである。

これに対し、被告東京電力は、今回の準備書面において、原告らが引用している吉田所長の発言は、内部溢水を前提として、1991年溢水事故に対する評価を述べたものであり、本件事故で生じたような津波による外部溢水を前提とするものではないなどと主張する。

(2) しかし、この1991年の溢水事故についての供述は、吉田所長が、調査委員に対し、本件事故の経過に関し、非常用ディーゼル発電機室が津波による海水で水浸しになったという情報が入った時点で非常用ディーゼル発電機はもう使えないとの判断をしたという説明をする過程で、自ら持ち出した経験事例なのである。それは、吉田所長が、平成3年溢水事故と本件事故とに共通する本質があると認識していたからに他ならない。これは、吉田所長が、「前にも実は同じような事象がありまして」、「事故としてはかなり似たようなところ

があつて、というのを私は本店で経験してはまして」、「今回もある意味で同じところがあつて」と発言していることから明らかである。

また、吉田所長は、この平成3年溢水事故の経験をして、「ものすごく水の怖さをわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやる必要があるなという感じはしていた」と述べている。この吉田所長の発言からは「内部溢水対策」に限定したものとは考えられない。吉田所長は、現場を管理してきた者の経験で、想定（設計条件）を超える事態が現実には発生するものであり、これに対する備えも必要であることを感じていたのである。

また、被告東京電力は、平成3年の事故後において「内部溢水」対策を実施したと主張する。しかし、そうだとすると、吉田所長が「内部溢水対策」に限定して、「まだやる必要があるなという感じはしていました」との認識を表明するはずはないのである。

以上から、吉田所長の発言の趣旨は、技術者としての認識では、

- ① 非常用電源設備及びその附属設備の被水による機能喪失はシビアアクシデントに至り得るきわめて危険なトラブルであること、
 - ② 被水の原因は、内部溢水であろうと、津波などの外部事象を原因とする溢水であろうと同一の問題であること、
 - ③ 事故後に被告東京電力のとった措置は溢水対策としては不十分なものであり、まだ溢水対策としてやるべきことがあつた、
- ということであると評価されるべきである。

2 原告らの求釈明に対する被告東京電力の回答は不当であること

被告東京電力は、先般、東京地裁に係属中の被告東京電力の旧経営陣らを被告として損害賠償を求める株主代表訴訟において、2008（平成20）年当時、福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記

した資料を、社内会議で配付していたことを内容とする資料を提出したとされている。

このような資料の存在は、「長期評価の見解については具体的な波源モデルもなく、即座に津波高への影響が定まるものではない」という被告東京電力の主張ないし認否と反するものである。

そこで、原告らは、被告東京電力に対し、前回期日で新聞等で報じられている社内会議の配付資料について、本件において証拠提出するよう求めた。

ところが、被告東京電力は、電気事業者が無過失責任を負うと規定するいわゆる原賠法の問題のみを検討すべきであり、かつ被告東京電力に重過失はないことから、原告らの求釈明に答える必要はない等と回答した。

しかし、本件で被告東京電力についても民法709条の責任があることについても検討すべきことはこれまで原告らが繰り返し主張してきたとおりである。

そのうえで、被告東京電力に「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」との認識があったにもかかわらず、あえて何らの対策を取らなかったことになれば、それは故意と同視しうる重大な過失といわざるを得ない。

加えて、加害行為の態様や悪質性は、損害およびその評価としての賠償額の認定にも大きな影響を及ぼすことも原告ら主張してきたとおりである。

被告東京電力は、原告らの求釈明に応じるべきである。原告らは被告東京電力に対し、新聞等で報じられている社内会議の配付資料について、証拠提出するよう改めて求めるものである。

以上